

平成28年度舞鶴市簡易水道事業会計予算

平成28年度舞鶴市の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 980,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

平成28年 2月29日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金	1 分担金	13,600 13,600
2 使用料及び手数料	1 使用料 2 手数料	47,608 47,597 11
3 国庫支出金	1 国庫補助金	267,030 267,030
4 府支出金	1 府補助金	40,475 40,475
5 財産収入	1 財産運用収入	333 333
6 繰入金	1 繰入金	111,294 111,294
7 繰越金	1 繰越金	1 1
8 諸収入	1 延滞金加算金及び過料 2 雑収入	59,659 1 59,658
9 市債	1 市債	440,500 440,500
歳入	合計	980,500

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 管理費	871,998 871,998
2 公債費	1 公債費	108,402 108,402
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	980,500